

第3号議案 定款変更（案）承認の件

1. 定款変更の理由

会員の増加に対応するため理事数の上限を40名に変更する。

2. 定款変更の要件

定款変更の内容が一般法人法及び公益認定法に適合すること。

3. 新旧定款比較表

変更前	変更後
第5章 役員 (役員の種類及び定数) 第23条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事 30名以上36名以内 (2) 監事 3名以内	第5章 役員 (役員の種類及び定数) 第23条 本会に次の役員を置く。 (1) <u>理事 30名以上40名以内</u> (2) 監事 3名以内

4. 施行期日

この定款は平成28年6月8日から施行する。